

A 地区
本町1～4丁目、久連、新町1・2丁目、
美女石、白住、川筋※、俣野※

B 地区
本町5丁目、小江尾、大満、佐川、宮市、
宮市原、貝田、米沢※、日光※、江尾団地、柿原

小型バス

【くらしのあんしん情報】

消費者力アップで
トラブルを防ごう!

私たちの暮らしの中で、物を購入したり、バスに乗る、散髪をするなどのサービスを利用したり、いろいろな契約をしています。

デジタル化が進み便利な反面、事業者の不適切な販売や詐欺的な行為もあります。また、消費者の「契約」の認識不足もあり、トラブルになってしまっていることがあります。

トラブルを防ぐためには、契約の基本、しつこい勧誘の断り方、トラブル事例、困った時の相談窓口を知っておくなど、消費者力をアップしましょう。

契約の基本と消費者を守る法律

【契約の基本】

- 「売ります」「買います」の合意、口約束でも契約
- 原則、一方的な都合で勝手にやめられない
- 契約は、互いに「権利」と「義務」が発生する法的拘束力のある約束

【消費者を守る法律】

- 消費者と事業者の間には、情報量や交渉力など大きな差があるため、消費者を守る特別な法律があります。たとえば
- 訪問販売や電話勧誘販売などは、書面交付義務やクーリングオフ制度の定めがある(特定商取引法)
 - うその説明、断っても勧誘が続いたなど不当な勧誘によって結ばされた契約は取消しができる(消費者契約法)

しつこい勧誘の断り方

- *訪問販売、電話勧誘販売などの場合、断っているのにも関わらず、再勧誘をする行為は禁止です。このような場合は、事業者名、電話番号、所在地を聞き、法律違反と伝えましょう。

【消費生活相談窓口】

～「怪しい電話があった」、「不審なメールが届いた」など困ったことがあればご相談ください～

○役場 住民生活課

☎ 75-3223

○消費者ホットライン ☎ 188

○黒坂警察署 ☎ 74-0110

※小型バスについては、「町営バス時刻表」でご確認ください

ごみは収集日の朝8時までに出してください

1	火		可燃ごみ	
2	水	発泡・軟質プラスチック	紙製容器・包装紙	紙パック
3	木	可燃ごみ	不燃ごみ	
4	金	不燃ごみ	可燃ごみ	
5	土			
6	日			
7	月	可燃ごみ	布類	
8	火	布類	可燃ごみ	
9	水	蛍光管	発泡・軟質プラスチック	蛍光管
10	木	可燃ごみ	ダンボール	
11	金	ダンボール	可燃ごみ	
12	土			
13	日			
14	月	可燃ごみ	本・雑誌	
15	火	本・雑誌	可燃ごみ	
16	水	発泡・軟質プラスチック	ペットボトル	
17	木	可燃ごみ	可燃粗大ごみ	
18	金	可燃粗大ごみ	可燃ごみ	
19	土			
20	日			
21	月	可燃ごみ	ビン・缶	
22	火	ビン・缶	可燃ごみ	
23	水		発泡・軟質プラスチック	
24	木	可燃ごみ	新聞・チラシ	
25	金	新聞・チラシ	可燃ごみ	
26	土			
27	日			
28	月	可燃ごみ	可燃ごみ	
29	火	昭 和 の 日		
30	水	紙製容器・包装紙	紙パック	

※ごみの捨て方については、カレンダーの後方に綴ってある「家庭ごみの出し方・分け方」をご覧ください。

※ごみ収集地区

(A 地区)

川筋(下安井、洲河崎、荒田、半の上、高谷、宮の前、
武庫、武庫第2、新道、一旦)
俣野(池の内、尾之上原、日の詰、深山口)

(B 地区)

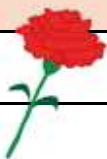
米沢(助沢、下蚊屋、笠良原、御机、栗尾、美用、小原、
杉谷)
日光(吉原、西成、袋原、大河原)

江府町
HPリンク



<https://www.town-kofu.jp/>

ごみは収集日の朝8時までに出してください

A 地区		B 地区	
本町1～4丁目、久連、新町1・2丁目、美女石、白住、川筋※、俣野※		本町5丁目、小江尾、大満、佐川、宮市、宮市原、貝田、米沢※、日光※、江尾団地、柿原	
可燃ごみ			
		可燃ごみ	
	憲 法 記 念 日		
	み ど り の 日		
	こ ど も の 日		
	振 替 休 日		
発泡・軟質プラスチック		紙製容器・包装紙	紙パック
可燃ごみ		ダンボール	
ダンボール		可燃ごみ	
可燃ごみ		不燃ごみ	
不燃ごみ		可燃ごみ	
ペットボトル		発泡・軟質プラスチック	ペットボトル
可燃ごみ		不燃粗大ごみ	
不燃粗大ごみ		可燃ごみ	
可燃ごみ		本・雑誌	
本・雑誌		可燃ごみ	
発泡・軟質プラスチック	家電リサイクル品	家電リサイクル品	
可燃ごみ		布類	
布類		可燃ごみ	
			
可燃ごみ		ビン・缶	
ビン・缶		可燃ごみ	
紙製容器・包装紙	紙パック	発泡・軟質プラスチック	
可燃ごみ		新聞・チラシ	
新聞・チラシ		可燃ごみ	

【くらしのあんしん情報】

STOP! カスタマーハラスメント
意見がきちんと相手に
伝わるように!

商品・サービス等への不満を表明し、改善を要求することは、消費者の権利でもあります。それがエスカレートし、感情的な態度で接する、不当な言いがかりをつけるなど、過剰な要求を行うことは「カスタマーハラスメント」につながります。

感情的になっていると、判断を誤る可能性も高くなります。常に冷静に対応することを心がけましょう。



「消費者が意見を伝える」際のポイント

自立した消費者として、意見がきちんと相手に伝わるように「意見を伝える」とときには次の3つのポイントを参考にしてみてください。

Point 1

ひと呼吸、置こう!

怒りに任せた発言は逆効果。ひと呼吸置いて冷静に。従業員も同じ「人」として、お互いに尊重し合うことが大切です。



Point 2

言いたいこと、要求したいことを「明確に」、そして「理由」を丁寧に伝えましょう!

返品したいのか、解約したいのか、またその理由を明確に、丁寧に伝えることが重要です。



Point 3

事業者の説明も聞きましょう!

上手なコミュニケーションが解決への糸口。一方的に主張するだけでなく、事業者の説明も聞きましょう。



従業員・事業者も頑張っています。意見の伝え方には留意しましょう。

※行き過ぎた言動をとると、場合によっては犯罪として処罰されることもあります。



※ごみの捨て方については、カレンダーの後方に綴ってある「家庭ごみの出し方・分け方」をご覧ください。

※ごみ収集地区

(A 地区)

川筋（下安井、洲河崎、荒田、半の上、高谷、宮の前、武庫、武庫第2、新道、一旦）
俣野（池の内、尾之上原、日の詰、深山口）

(B 地区)

米沢（助沢、下蚊屋、笠良原、御机、栗尾、美用、小原、杉谷）
日光（吉原、西成、袋原、大河原）

江府町
HPリンク



<https://www.town-kofu.jp/>

6月

令和7年

June 2025

A 地区

本町1~4丁目、久連、新町1・2丁目、
美女石、白住、川筋*、俣野*

B 地区

本町5丁目、小江尾、大満、佐川、宮市、
宮市原、貝田、米沢*、日光*、江尾団地、柿原

小型バス

【くらしのあんしん情報】

訪問購入(不用品の買い取り)

事例:

自宅に県外の業者から「履かなくなったクツや草履、1足でもありませんか? あれば買い取らせて下さい」と電話が入りました。「処分したいクツが何足かある」と答えると、「1足だけでも買い取らせてください。他のアクセサリーなども買い取ってますのでぜひ」と言われましたが、大丈夫でしょうか?



どんな手口?

- ☐ 本当の目的は貴金属です。
- ☐ 十分な鑑定もされず、安価で買い取られる場合もあります。
- ☐ 契約を急がせ、断れない雰囲気。



対応ポイント

- ◇ 契約書面を受け取った日から、**8日間クーリング・オフ**できます!
また、契約していても、8日間は物品の引き渡しを拒むことができます。
- ◇ 業者が訪問する際は、一人だけで対応せず、家族や知人に同席してもらい、いつでも断れる状況をつくりましょう。



「日野郡消費者いろはカルタ」より

クーリング・オフを
知ったりやあ
助かるで



ごみは収集日の朝8時までに出してください

※小型バスについては、「町営バス時刻表」でご確認ください

※ごみの捨て方については、カレンダーの後方に綴ってある「家庭ごみの出し方・分け方」をご覧ください。

※ごみ収集地区

(A 地区)

川筋(下安井、洲河崎、荒田、半の上、高谷、宮の前、
武庫、武庫第2、新道、一旦)
俣野(池の内、尾之上原、日の詰、深山口)

(B 地区)

米沢(助沢、下蚊屋、笠良原、御机、栗尾、美用、小原、
杉谷)
日光(吉原、西成、袋原、大河原)

江府町
HPリンク



<https://www.town-kofu.jp/>

江府町「くらしのカレンダー」